

令和7年度				審査			
たきがしら湿原 管理棟手摺等修繕工事 設計書				設計			
工事番号				施工地			
R7 林た管 第 1 号				新潟県東蒲原郡阿賀町 七名(滝首) 地内			
		実 施 ・ 元		変 更			
設計額		円		円			
契約額		円		円			
(内消費税額)		(円)		(円)			
工事・履行日数		工事日数 80 日間 又は 完成期限 令和 年 月 日		日間(付与日数 日間) 完成期限 令和 年 月 日			
実 施 (元) 設計概要	仮設工 60 m ² 木工事 1 式 塗装工 88 m ² 解体工 1 式		変 更				
			設計概要				

たきがしら湿原 管理棟手摺等修繕工事

特 記 仕 様 書

【適用範囲】

本工事の施工にあたって施工業者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び「新潟県林業土木工事標準仕様書」を適用するものとする。

本工事は、「新潟県林業土木工事標準仕様書」及び添付の「特記仕様書」により施工すること。

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者（町）と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目	施 工 条 件
I 工 程 関 係	1. 関連する別途発注工事あり ・ 工 事 名 : ・ 予 定 期 間 : から まで 2. 施工時期、時間、方法の制限あり ・ 時 期 : ・ 時 間 : から まで ・ 方 法 : 3. 関係機関協議による工程条件あり ・ 協 議 内 容 : ・ 完了予定時期: 4. その他
II 用 地 関 係	1. 工事用地等の未処理部分あり ・ 処 理 見 込 時 期 : ・ 区 間 : 2. 仮設ヤードの指定あり ・ 場 所 : ・ 期 間 : から まで ③ 3. その他 工事着手前にたきがしら湿原管理業者である東蒲原郡森林組合と連絡を取り、現場事務所の設置場所及びその他使用用地の承諾を得てから工事を着手すること。
III 公 害 対 策 関 係	1. 公害防止の制限あり（騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質等） ・ 施 工 方 法 : ・ 作 業 時 間 : 2. 家屋等の調査の必要性あり ・ 方 法 : ・ 範 囲 : 3. その他

明 示 項 目	施 工 条 件
IV 安 全 対 策 関 係	1. 交通安全施設等の指定あり ・ 交 通 誘 導 員 : ・ その他施設等 :
	2. 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） ・ 内 容 : ・ 工 法 制 限 : ・ 作 業 時 間 制 限 :
	3. 発破作業あり ・ 保安設備及び保安要員 : ・ 防 護 工 : ・ 作 業 時 間 制 限 :
	4. 防護施設（落石、雪崩、土砂崩落等） ・ 内 容 :
	5. その他
V 工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路としての使用制限あり ・ 搬 入 経 路 : ・ 期 間 : ・ 使用後の処置 :
	2. 一般道路の占有 ・ 期 間 : ・ 規 制 条 件 : ・ 時 間 制 限 :
	3. 仮設道路設置 工 法 指 定 の 有 無 : ・ 用 地 関 係 : ・ 安 全 施 設 : ・ 工事完了後の「存置」または「撤去」 :
	4. その他 一般車、森林整備用車両と工事用車両との安全性を図ること。
VI 仮 設 備 関 係	1. 仮設備の指定あり
	2. 仮設備の条件指定あり
	3. 仮設構造物の転用，兼用あり ・ 工 種 : ・ 内 容 :

明 示 項 目	施 工 条 件
Ⅵ 仮 設 備 関 係	4. イメージアップあり ・ 内 容 :
	5. その他
Ⅶ 残 土 ・ 産 業 廃 棄 物 関 係	別紙「建設副産物特記仕様書」のとおり 発生残土は別途指定する搬出先へ搬出すること。
Ⅷ 工 事 支 障 物 件 等	1. 占用支障物件あり（電気、電話、水道、ガス等） ・ 内 容 :
	・ 移設、撤去、防護方法等 : ・ 時 期 :
	2. 占用物件重複施工あり ・ 内 容 :
	3. その他
Ⅸ 排 水 工 (濁水処理 含む)	1. 濁水、湧水処理等の特別な対策あり ・ 内 容 :
X 薬 液 注 入 関 係	1. 薬液注入工法あり 別紙条件明示による
X I そ の 他	1. 現場発生材あり ・ 品 名 : ・ 納入場所 :
	2. 支給品及び貸与品あり ・ 品 名 : ・ 引渡場所 :
	3. 品質証明の対象工事である
	4. その他

明 示 項 目	施 工 条 件				
XⅡ 排出ガス 対 策 型 建 設 機 械	1. 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。 <table border="1" data-bbox="517 454 1899 948"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 454 1518 486">機 種</th><th data-bbox="1518 454 1899 486">備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 486 1518 948"> 一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ホイールクレーン </td><td data-bbox="1518 486 1899 948"> ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 </td></tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。
機 種	備 考				
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。				
XⅢ 施工方法等	・施工条件総括表、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書に特別に定める場合を除き、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な手段は、請負者の責任において定める。（建設工事請負基準約款1条第3項による）				
XⅣ そ の 他	工程表を作成し、地元や森林整備を行うものとのトラブルを避けるため、打合せを行うこと				

建設副産物特記仕様書

1. 再生資材の利用

下記資材の仕様に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	備考	備考

2. 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考	備考

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

搬出先				
搬出先地				
連絡先				
設計運搬距離				
受入時間				
設計受入費用				
仮置場所の有無				
備考				

建設発生土改良プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注) 受入先が建設発生土改良プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先名、連絡先の欄は記入しない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬 出 す る 廃 棄 物 名				
設 計 運 搬 距 離				
受 入 時 間				
受 入 費 用				
備 考	受入費用は1t当り単価			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5. 舗装切断時の汚濁水搬出

工事の施工により発生する舗装版切断濁水は、下記により積算している。

搬 出 す る 廃 棄 物 名				
設 計 運 搬 距 離				
受 入 時 間				
受 入 費 用				
備 考				

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

6. 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第18条に基づき再生資源化等完了報告書を提出すること。

7. 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

8. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

県内調達に関する特記仕様書

1. 請負者は、下請け契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。
なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設企業者をいう。
2. 請負者は、本工事の施工に関する下請契約において、一次、二次以降問わず県外企業の採用があった場合は、その下請契約先と採用理由を別紙「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外企業を使用しなかった場合は「該当無し」と記入して提出すること。なお、県外企業とは県内企業以外をいう。
3. 請負者は、本工事に使用する材料について、町内資材で確保する場合はその優先使用に努めるものとする。
なお、町内資材とは以下に該当するものをいう。
(1) 製造した企業の本社・本店の所在に問わず、県内の工場で製造されたもの。
(2) 製造された場所を問わず、県内に本社・本店のある企業が製造したもの。
4. 請負者は、県外資材の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。
なお、県外資材とは県内資材以外をいう。
5. 請負者は、本工事に使用する材料について、県外資材を使用した場合は、その資材名と県内資材を使用しない理由を別紙「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外資材を使用しなかった場合は「該当無し」と記入して提出すること。
6. 調達報告書
別紙のとおり

調 達 報 告 書

業者名: _____

工事名: _____

1. 下請契約

本工事で下請契約した県外企業は、以下のとおりである。

下請工種	作業内容	契約先名・住所	県内企業を採用しなかった理由	備考

※下請金額にかかわらず、下請(2次以降も含む)契約した全ての県外企業を記載すること。

※行が不足した場合は行を追加挿入して記載すること。

2. 県外資材の調達

本工事において県内資材を使用しなかった材料は、以下のとおりである。

製品名	資材名総称	規格	数量	単位	製造者名・製造工場名・購入先等	県内資材を採用しなかった理由	備考

※使用数量にかかわらず、使用した全ての県外資材を記載すること。

※行が不足した場合は行を追加挿入して記載すること。

3. 越後杉型枠用合板使用状況

使用実績について、新品は新規に購入したもの、中古は転用等によるものを記入してください。

資材名	規格	数量 (m ²)	越後杉型枠用合板を採用しなかった理由
越後杉型枠用合板	(新品)		
	(中古)		
	(合計)		

＊ ＊ たきがしら湿原 管理棟手摺等修繕工事 ＊ ＊ 内訳表

費目・工種・施工名称・管理費区分		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	仮設工					見積
		1	式			
	木工事					見積
		1	式			
	塗装工事					見積
		1	式			
	解体工					見積
	直接工事費					
	共通仮設費					見積
	純工事費					
	諸経費					見積
	工事原価					
	消費税相当額					
	本工事費					

** 仮設工 ** 明細書

費目・工種・施工名称・管理費区分		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	仮設足場 (運搬費含む)					見積
		60	m ²			
	養生シート					見積
		60	m ²			
	計					

** 木工事 ** 明細書

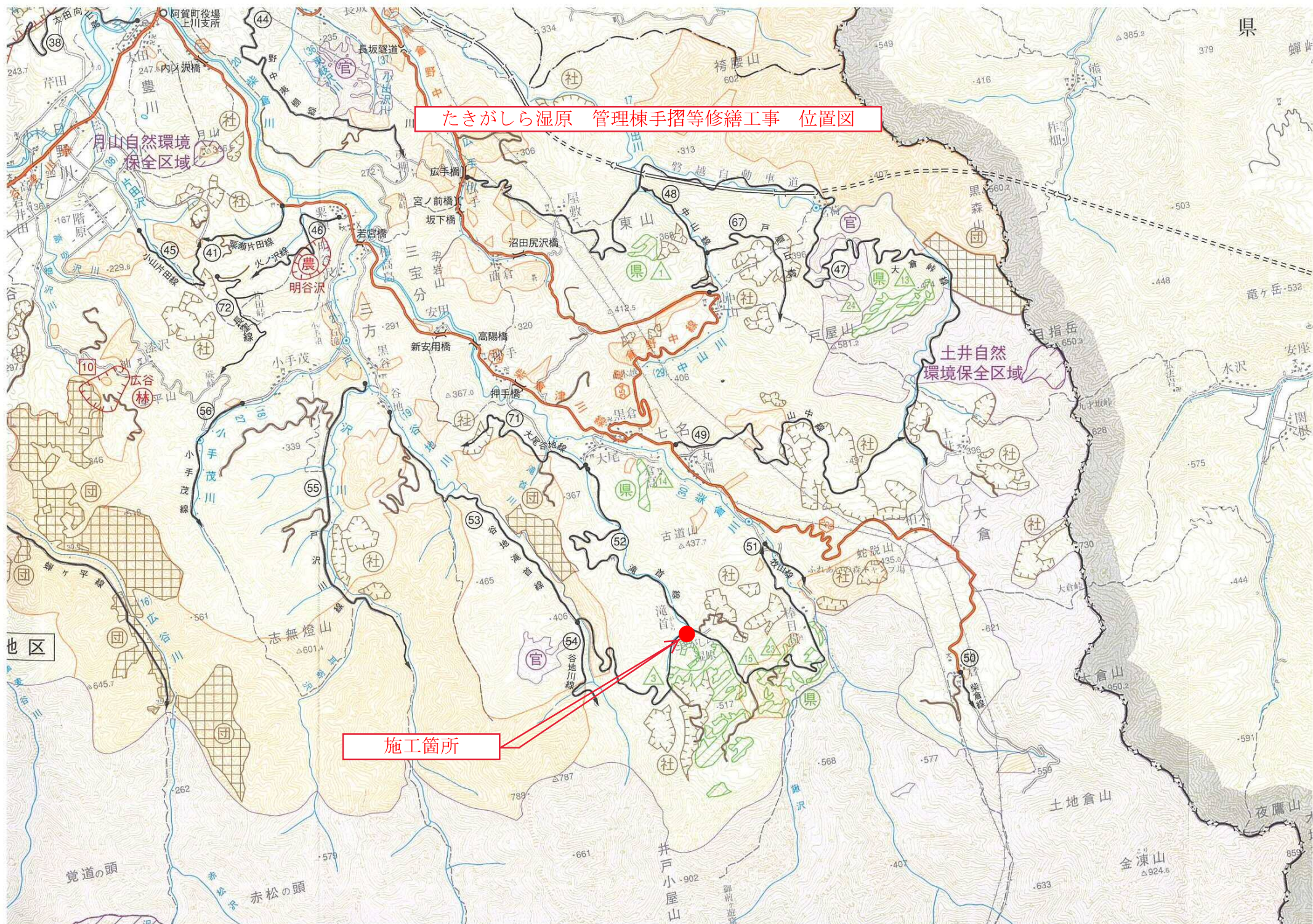
費目・工種・施工名称・管理費区分		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	木材料費					見積 別紙明細書
		1	式			
	大工					見積
	普通作業員					見積
	クレーン 5 t 級					見積
	釘、ボルト、金物					見積
		1	式			
	計					

** 解体工 ** 明細書

費目・工種・施工名称・管理費区分		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	大工 梁、桁、手摺、床					見積
	普通作業員 梁、桁、手摺、床					見積
	廃材運搬 4 t ダンプ L = 4 5 k m					見積
		2.2	m3			
	廃材処分 木屑					見積
		1	t			
	計					

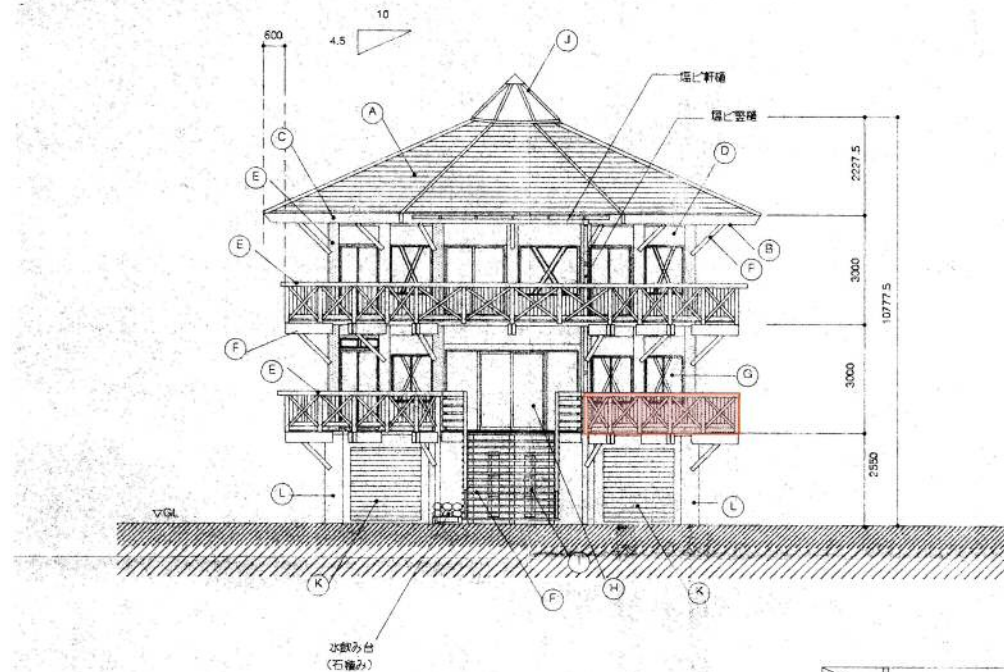
** 木材料費 ** 明細書

名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
柱	杉 4000 × 120 × 120	3	丁			見積
桁 受	杉 1500 × 300 × 150	3	丁			見積
桁	杉 5000 × 300 × 120	1	丁			見積
手摺	杉 3000 × 135 × 135	2	丁			見積
手摺	杉 4000 × 135 × 135	1	丁			見積
手摺	杉 2000 × 135 × 135	1	丁			見積
手摺	杉 4000 × 120 × 120	3	丁			見積
手摺	杉 3000 × 120 × 120	1	丁			見積
手摺	杉 2000 × 120 × 120	1	丁			見積
スジカイ	杉 4000 × 75 × 75	4	丁			見積
スジカイ	杉 3000 × 75 × 75	7	丁			見積
縦柵	杉 3000 × 75 × 75	17	丁			見積
柵押え	杉 4000 × 45 × 45	7	丁			見積
柵押え	杉 3000 × 45 × 45	2	丁			見積
床根太	杉 4000 × 100 × 45	6	丁			見積
床板	杉 4000 × 135 × 30	50	丁			見積
計						

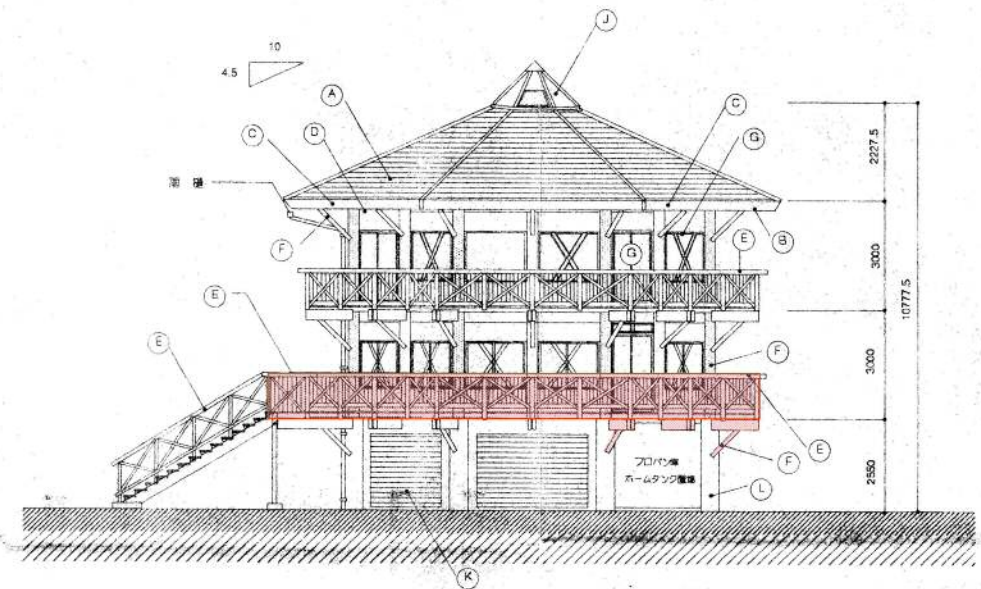


たきがしら湿原 管理棟手摺等修繕工事 位置図

施工箇所



北側立面図 S = 1/100



東側立面図 S = 1/100

	仕上げ
(A)	屋根：フッ素樹脂鋼板積層（厚）0.4mm
(B)	軒裏：タル木現わし 野地板（厚）15杉現わし 木材保護着色塗料2回塗り
(C)	破風：木材保護着色塗料
(D)	外壁：杉（厚）12坪縁下見板コ張り木材保護着色塗料2回塗り
(E)	木部：木材保護着色塗料2回塗り カラー鉄板包
(F)	木部：防腐処理材
(G)	開口部：アルミサッシ住宅用
(H)	アルミフロントサッシ
(I)	ガラスブロック
(J)	スチールトブライト（8角鋸 開口部：2箇所）
(K)	スチールシャッター、振動受け金物付き（柱3本）
(L)	RC基礎：コンクリート打設し
(M)	